

国選付添人報酬請求等のしおり

(2011.04.01)

# 国選付添事件を受任される弁護士の方へ

## 第1 活動終了の報告について

国選付添人としての活動が終了した当日もしくは翌日に地方事務所にご一報をお願いします。

### 活動終了日とは・・・

- ・家裁における審理手続が終了した日（抗告期間満了時ではありません）
- ・抗告裁判所・再抗告裁判所における審理手続が終了した日

\*「試験観察」に付された場合は国選付添人の選任効力は継続しますが、6ヶ月経過後は中間払いの対象となりますので、地方事務所にご一報をお願いします。

\*解任の場合もご報告下さい。

\*報告書提出後、抗告期間中に遠距離面会等交通費等の費用が発生した場合は、別途ご請求下さい。

## 第2 報酬等の請求について

国選付添人としての活動が終了した場合には、**活動終了日から14営業日以内に、報告書の提出により、報酬等の請求をしていただくこと**になります。

**！！ 注 意 !!**

**報告書の提出が遅れた場合には報酬等をお支払いできなくなることがあります**

### 1. 報告書の書式について

指名・通知の際に、関係書類と併せて、報告書の書式をお送りしますが、法テラスのHP（下記）からダウンロードすることもできますので、適宜ご利用ください。

なお、旅費等請求書もHPに掲載しています。

法テラスHP（国選関連書式掲載ページ）

<http://www.houterasu.or.jp/housenmonka/kokusen/>

### 2. 報酬について

#### ■ 通常報酬

審理回数を基本的な指標としつつ、検察官関与の有無、単独・合議の別等に応じて、算定します。

- **遠距離面会等加算報酬** 後述の「遠距離移動」につき  
25km以上 1回4000円 / 50km以上 1回8000円
- **特別加算報酬** 下記に該当する場合にはそれぞれ一定の加算報酬を算定します。
  - **特別案件** = 通常報酬の50%を加算  
前に選任されていた国選付添人が、少年による暴行・脅迫等を理由に解任された事件のことです。
  - **特別成果**
    - 非行事実なし** = 通常報酬の100%を加算(加算上限50万円)  
送致事実の全部又は一部について非行事実が認められないことを理由に保護処分が付さない旨の決定があった場合です。  
\* 付添人が非行事実を争わなかった場合を除く
    - 和解契約等(示談成立等)** = 被害者数等に応じて加算  
被害者(※1)との間で示談等が成立し、これを証する書面が審判で証拠として取調べられた場合です。(「減刑嘆願書」「50%以上の損害賠償」「実質的損害賠償」「私法上の和解成立」(※2)のいずれかによって段階的に加算します)  
※1 実務では、様々な被害者との間で示談交渉を行う場合がありますが、報酬算定の対象となるのは、裁判所が認定した非行事実に掲載された損害に係る被害者に限られます。  
※2 例えば、私法上の和解(示談)の書面には「清算条項」が記載されていること、減刑嘆願書には、罪を許し、かつ、寛大な処分を嘆願する旨の記載がされていることなどを目安としています。
    - 環境調整** = 3万円を加算  
国選付添人が、少年の就学先、就労先、居住先を確保し、かつ、保護処分が付さない旨の決定又は保護観察決定がなされた場合です。
    - 抗告趣意書提出** = 1万円を加算  
保護処分決定に対し、抗告申立書を作成・提出した場合。

### 3. 費用について

- **記録謄写費用**  
原則 200枚を超える部分につき、1枚20円の定額又は40円を上限とする実費額  
→ **例外** ①否認事件、②法定刑に死刑の定めのある事件、③故意の犯罪行為で被害者を死亡させた罪にかかる事件、④2000丁超の事件については、全謄写枚数が対象となります。(但し、1枚単価白黒40円、カラー100円を上限とする実費額)

## ■ 遠距離接見等交通費・出張旅費

遠距離移動や出張の際の交通費は、通常の経路方法に基づく実費額・燃料代(一定限度で算定)・直線距離に応じた定額を支給します。

(報告書とは別の書面で、移動経路・実費額などについて報告していただくことになります。)

(航空機・有料道路・船を利用した時は、請求の際に支払を証明する領収証等が必要になります(航空機は半券も必要)。なお、いずれも通常の経路と認定された場合のみ支給します。)

(鉄道のグリーン料金や、航空機のエコミー以外の料金は支給対象外です。)

### 遠距離移動

直線距離で片道25km(往復50km)以上又は経路で片道50km(往復100km)以上の場所に面会、記録閲覧・謄写、鑑別技官との打合せ、示談交渉、非行現場確認、目撃者・証人・事件関係者との打合せ、少年保護者・親族・身元引受人・学校関係者・雇用主・補導委託先等との打合せに赴く場合

\*記録謄写の場合のみ、履行補助者(事務職員)も交通費支給対象となります。

### 出張

- ① 事務所所在地の管轄簡裁以外の裁判所(8kmを超える裁判所)で行われる審理その他の審判手続期日に出頭する場合
- ② 通常の審理は事務所所在地にある裁判所で行われるものの、出張尋問や検証などのために8kmを超える遠隔地に赴く場合

## ■ 審判準備費用

①診断書の作成料、②23条照会の利用料、③行政機関が発行する証明書の発行手数料、④審判書謄本の交付手数料につき、総額3万円を限度として実費を支給します。

## 第3 報酬等の支払いについて

### 1. 不服の申立て

地方事務所から通知された金額については、通知を受けてから**7営業日以内に1回に限り不服の申立て**をすることができます。この場合の書式は、法テラスのHPからダウンロードすることもできますし、地方事務所にも置いてあります。

### 2. 送金について

月末までに確定した報酬・費用について、翌月20日までに指定口座に送金します。

### 3. 税金の取扱いについて

報酬基準の定める金額には消費税相当分が含まれています(**内税方式**)。

また、国選付添人に支払われる報酬・費用(通訳費用・交通費・謄写費用を含む)は、全体として源泉徴収の対象として取り扱われます。

以上